

安城市自治基本条例検証会議

1
かわらばん

安城市の自治基本条例が「社会状況の変化に応じ、市民が主役の自治の実現を進めていくうえで、ふさわしいものであるかどうか」を検証することを目的として設置された「安城市自治基本条例検証会議」。

その第1回が7月15日の午前、市民交流センター2階の会議室で開催されました。この日の出席者は、公募市民と団体代表を合わせて12名。事務局や運営スタッフも合わせると21名でした。(傍聴者1名)

まずは事務局からの概要説明。そのあとアイスブレイク～委員自己紹介をしました。後半の質疑応答では、会議の進め方や条例について活発に意見交換され、今後の展開が楽しみな初回となりました。



事務局より概要説明

事務局から、検証会議の趣旨や位置づけ、開催スケジュール、自治基本条例策定の背景や策定までの流れ、施行後の動き、自治基本条例の組み立て等について、スライドと配布資料での説明がありました。



この検証会議は平成22年4月1日に施行された安城市自治基本条例に「5年を超えない期間ごとに、条例の見直しを市民参加で行う」と定められていることに基づいて設置しています。

アイスブレイク

緊張感をやわらげ、対話しやすい信頼関係を築くため、似顔絵作成やペアトークなどに取り組みました。



自己紹介

1人3分以内で自己紹介。市内の各種団体の代表や、条例作成に携わってきた方、子育て真っ最中のお母さんをはじめ、個性豊かなメンバーから、会議への参加動機や意気込み、この会に貢献できることなどをひとりずつ語っていただきました。

質問&意見交換

<検証会議について>

- 働いている人も出やすい日時にできないかな？
→意見交換の結果、3回目以降の日程については、改めてメンバーの予定で調整することに決定。
- 出られない場合の「代理出席」はどうしよう？
→意見交換の結果、やむを得ず出席できない委員は誰でも代理を立てられることになりました。(ただし、進行の妨げにならないようこれまでの経緯や会議のルール、相互の信頼関係を尊重するよう代理人に伝えなければなりません)
- この「会の位置づけ」、「結論の重み」は？
→事務局：付属機関として諮問答申を行うのではなく、ご意見を頂く公聴会のような扱いです。活発に議論されることを望んでいます。

<自治基本条例について>

- 5年間の成果の具体例は？
→事務局：市民モニターアンケートと庁内調査の結果を提示しますので参考にしてください。
- 条例がわかりにくい。
- 「市民」「協働」「最高規範」の用語の定義は？
- 自治基本条例は、具体的に何を定めるためのもの？

次回以降
→具体的に
話しましょう。



★ご意見アイデアをお寄せください。
★この会議は傍聴できます。詳しくは
右記「お問い合わせ」先まで→

お問
い合
わせ

安城市 企画部 企画政策課
電話:0566-71-2204 FAX:0566-76-1112
Eメール: kikaku@city.anjo.aichi.jp